

大学教育の新次元

—短期「大学」であるということ—

関 根 秀 和

New Dimension of Higher Education: Significance of Being a Short-term “university”

Hidekazu Sekine

抄 録

短期大学、大学の社会的環境の変化が、人口減少に拠るばかりでなく、社会的期待への即応性を厳しく迫られるという現実の中で進行している。そういう意味において、設置者の差異を問わず短期大学も大学も淘汰に曝されることになった。国際的交流という文脈においても連携と淘汰は表裏一体を為して我が国の短期大学、大学の在り方に決定的な影響を及ぼすと考えられる。

本稿では大学の本質と短期大学の課題とを社会的環境の変化の中における存在意義から問い返したい。

キーワード：大学教育、短期「大学」、曖昧、生活世界、社会的学習需要

Abstract

A change in the social setting of the junior college and the university is in progress not only due to the population decline but also in the reality that conformity to the societal expectations is severely urged. In that sense, both the junior college and the university, regardless of their institutional category, have been exposed to brutal competition. Also in the context of international interchange, it is thought that cooperation and competition are two sides of the same coin and have a decisive influence on the state of the junior college and the university in our country.

This paper will revisit the nature of the university and the problem of the junior college from the perspective of their *raison d'être* amid changes in the social setting.

Key words: higher education, short-term “university”, ambiguity, living world, societal demand for learning

はじめに

大学教育の本質に関わる今日の動向を、キーワードで表すなら、「人材養成」のための「改革」と「淘汰」になる。

言い換えると、大学で行われる教育が、社会からの期待に組織的に即応しているかどうか、その存在の第一義となり、例えばその意味で大学はこれまでになく人材養成機関として社会的機能に深く組み込まれることになった。

次々に中央教育審議会の大学分科会において進められている検討にも「グローバル人材養成」なる不可思議としか言いようの無い表現さえ用いられるようになっていく。

こうした事象の本質を認識するためには、教育をめぐる世界のトレンドに注目し、それが我が国の教育行政に与えた影響とその結果としての教育施策を理解する必要がある。例えば、サッチャーの教育改革やレーガンの教育宣言、またケルンサミット（1999年）の「知識基盤社会」を前提にする提言など、それぞれの状況における危機感とその波及が、先進国は言うに及ばず広く国際社会全体に大学教育の制度の激変と個別大学の改革を促している。

もと、大学の教育の目的は、現実（社会）への実務・実践を通じた関与から一旦離れて、現象そのものを客観的に認識し、現実を批判的に検討し、翻ってそういう視点に立つ自己を捉え返す「知」を育成することが第一義であった。

しかし今日においては、社会的期待への認識と、それに対する即応性を失っては、組織的教育そのものの存在意義を失い、大学もその存在を制度的に批判され、少子化の進行に伴う学生の獲得を巡る競争においても淘汰される。また、市場競争において、思い切った改革を常に意識化しない企業が、その世界から淘汰されて消滅していくように、大学においても競争的環境の中でいかに個性を演出するかという生存に向けた改革が、すべての前提になりつつある。

もちろん、生存のみが課題であってはならない。今、大学教育が、何を問われているのかを明確に捉え、その認識に立って自らの使命を問い返す改革を志向することが望まれる。特に短期大学と大学教育及び他の短期高等教育それも特に専門学校との間に学校種として予定されていた役割設定の曖昧な変化、つまり棲み分けの崩壊が進行している中における短期大学の課題を明確にする必要がある。

大学教育また短期大学教育の課題を捉え返すにあたっては、教育思想、制度、組織、教育体系、評価、財務、政策等、様々な検討の要項を構造化することが必要であるが、本稿では短期大学教育に関する見解をコンパクトにまとめるようにとの求めに応じて、これまでの論及からいくつかの事項を拾うこととした。

短期「大学」物語

2005年1月に成された中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において短

期大学は学位「短期大学士」を授与する学位課程教育機関と位置づけられ、その7月8日の参議院本会議での法改正成立によってそれが現実となった。制度上、暫定的に短期大学がスタートして半世紀を越える日々を過て、ようやく学位課程としての短期「大学」が社会的認知を得たことになる。これをもって短期「大学」物語は漸くその第一章を完結した。目次で言うならこの第一章の表題は「曖昧な存在としてではなく」ということになる。

「曖昧」とは、短期大学の原点がいずれにあるのかということの意味している。1950年の学校教育法改正によって暫定的制度として発足した短期大学が、その後1964年に、学校教育法第69条の2に「大学」の枠内の高等教育機関として明確に位置付けられているのは周知の事実である。にもかかわらず、短期大学のナレーションは内からも外からも常にユレて、短期の「大学」であるとする一定の社会的認知に達することは曖昧であった。

また、1991年のいわゆる設置基準の大綱化をもたらした大学審答申「大学教育の改善について」が示唆して制度化された称号としての「準学士」は、かえって短期大学を解りにくいものとした。「準学士」の称号が後期中等教育を含む教育課程に立つ高等専門学校の卒業生にも与えられたからである。

その後90年代の全般にわたってなされた短期大学に関する多くの論評について、当時の様に警鐘を打ったことがある。「短期大学の役割は、ほとんど終焉したとする、いわゆる「評論」が日増しに勢いを得ているように見える。そうしたこの種の「評論」を展開されている内容に従って整理してみると、ほぼ次の三とおりになる。1) 職業教育機関への著しい傾斜。2) 生涯学習機関への生れ変わり。3) 「四年制」への収斂。この三とおりの方向について、我々が注意しなければならないと思えるのは、短期大学はその出発当初から、「大学」とは異質の機関であったのだから、このような終焉もやむを得ないし、これで、もともと収まるべきところに収まったのだとする考え方が、その底によこたわっている事である。」

しかし、半世紀にわたる短期大学教育が「大学教育」として、決して空白であったわけではない。それは、個々の短期大学がそれぞれの存在理由を賭けた模索の記録（自己点検・評価）の中に、また、短期大学関係者が織りなしたムーブメントに、そしてなによりも短期大学を卒業した670万を越える女性像とその社会参加・社会参画に現れている。実際、これまでに大学教育と短期高等教育が交叉する地点としての短期大学教育を「大学」教育として位置付ける構想や、それを実施する具体的な教育課程編成の努力とその成果は決して少なくないのである。

たとえば構想について言うなら、短期大学が制度として位置付けられて行く当初の記録や、その後の短期大学教育の在り方をめぐる検討の記録は、短期大学が新しい「大学教育」を展開する場として志向されてきたことを物語っている。

短期大学は、旧制度の高等学校や専門学校、師範学校が、サヴァイヴァルを賭けた、敗戦直後の教育制度改革時における大学昇格運動との妥協の産物であるとする観方がある。¹⁾ このあたりの、短期大学制度の発祥に関する性格については、清水義弘氏が詳しいが、しかし、1948年12月の教育刷新委員会第86総会から、1949年1月の第87総会における短

期大学制度に関する最終的な論議までの経過を追うと、議論はあくまでも「二年制大学」の性格規定をめぐる交されており、最終的には、教育内容に関して、「完成教育の場とすること、一般教育を含めること、目的性格を含めて学校教育法の大学規程に準ずる」ことが審議の到達点になっている。²⁾つまり、短期大学は、旧制諸学校の一存続形態として発足したのではなく、あくまでも「大学」の一形態に生まれ変わることをしてスタートしたことは明白である。

また、最初の短期大学設置基準の作成に関わった三隅一成氏は、「短大は四年制大学の単なる短縮ではなく、また専門学校の救済でもない、それは全く新しい哲学をもつ大学教育の革新であるという立場をとる」³⁾ものであり、1949年7月から8回開かれた短大設置基準委員会のうちの3回を短期大学の「哲学的教育史的意義に関する論議」⁴⁾に費やしたと述べており、日本の高等教育全体が新しい転換を遂げて行くための、いわば先駆けとして、短期大学が期待されていたことが窺える。

さらに、三隅氏は、「一方では、中等教育と高等教育とのあいだの溝を埋め、他方においては高等教育の大衆化と地域社会化との役割を果たし、さらに教育制度の単線化をねらう短大には、次のような三つの哲学問題がある。その第一は、一般教育と半専門職業教育とのあいだの関係に関するものである。第二は、完成教育と準備教育とのあいだの関係に、そして第三は機構と機能との関連に関するものである。しかも短大では、「イールス博士も明言する如く」これらの二者のうちのいずれか一つを選ぶというのではなくて、その両者をあわせて内蔵しようとするのである」⁵⁾と述べている。

ここでは、戦前・戦中の教育行政全般にわたる問題意識を背景にしながら、一般教育、専門教育、職業教育の関係と、完成教育と準備教育との関係が、まったく新しい統合として構想されているわけで、教育刷新委員会の短期大学に関する到達点を単なる制度改革上の作文に終らせない一定のフィロソフィーが、存在していたことを物語っている。

また海後宗臣氏は、その後、短期大学の在学者が、急速に女子に傾斜していく状況の中で、「我が国の大学には専門教育を施すという考えばかりが強くて、高い一般教育のための大学が如何に必要かということが、正しく考えられていない。このためにも女子学生が過半数である短期大学で、女子のための一般教育の課程を拡充して、他の国とは異なったそして極めて重要な性格をここから現すべきものとする。この着眼によって短期大学の一般教育は重大な意義を現してくる」⁶⁾のように高度な一般教育の重要性を指摘して、とりわけ、女性教育との関連で短期大学の位置付けとする視点を提出している。

このように短期大学が、その原点に「大学」としての構想を確かに持っていたことの証左は多い。そればかりではなく短期大学に、6・3制と共に戦後の教育制度改革上の要の役割を担わせようとする期待すらあったのではないかと考えられるふしがある。

また、清水二郎氏は四六答申を批判する中で、「この意味から女子教育は注目すべきであり、女性の適正な社会的発言を増すために女子高等教育は重んぜられるべきである。「婦人の二つの役割(家庭と社会的生産生活)」がすでに発展しつつある文化国家としての日本が、初等中等の共学教育において女子の本性への配慮を怠り、高等教育において「花

嫁資格の教育」「嫁入り道具としての虚構教育」との冷評をもって女性の向学心を阻害してよいものであろうか。答申は、この憂うべき教育問題に対して完全に改革精神を示さない。(中略)私立短期大学は、国の教育のために黙々として、冷評に動かされずに、2年という短期の「女子高等教育への突破口」を守ってきた。形式的な男女同権運動でなく、男子重心型社会の隷従者としての良妻賢母の教育でなく、世の心ある男性と人間的対等をもって出会える女性の育成を目指して、試行努力を続けている。答申はいかにもあれ、社会的・家庭的な人間協力の国民的实力を備えた真正の女性教育のために、改革推進本部の公正な考慮を願ってやまない⁷⁾として徹底的に反論している。

実に心意気は豊かだったのである。

大学へのムーブメント

短期大学関係者の団体の一つである日本私立短期大学協会が行って来た活動は、1)「短期大学」の振興策をめぐるものと2)短期「大学」としての位置付けを問うものとの二面がある。極言すると、1)は、制度内での条件改善あるいは新条件の獲得を目指し、2)は、短期大学を位置付ける制度そのものを検討する動きであった。

たとえば1989年に発足した協会の「短期大学振興特別委員会」は、短期大学振興策について検討を続け、1)四年制大学3年次編入学のための特別枠を設定されたいこと、2)大学等の適正配置と地方私立短期大学の振興について配慮されたいこと、の二点について西岡武夫文部大臣を訪ね、要望の実現を申し入れている。⁸⁾この要望は、その後の「大学審議会」の「大学教育部会」における学部教育のあり方についての検討の中で、短期大学から四年制大学への編入学については、「現在、高等教育機関、特に四年制大学への女子の進学希望が増加しており、短期大学や高等専門学校に在籍するもののうち四年制への編入学を希望するものも相当数に上るものと予想される。また、編入学の道を拡大することは、短期大学等に在籍する学生の学習意欲に刺激を与え、短期大学等自体の活性化につながる」とともに、生涯学習の観点からも効果的な施策と考えられる」という形で実を結んでいるのだが、⁹⁾この一連の動きは制度内での条件獲得でありながら、四年制大学と短期大学を異質の機関としてきた制度の視点に、編入というブリッジを掛けることを通してその視点の変更を促して、更には、学校教育法第69条の2を根拠とする別種の教育機関としてではなく、単に就学期間の差異としての四年制に対する二年制大学としての位置付けを模索することにつながっている。

実際、その後1998年に公表された大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策—競争的環境の中で個性が輝く大学—」が、短期大学について本格的に取り上げていく姿勢を「短期大学は、高い教養を培うとともに職業における専門的能力を育成する教育機関として多様化・個性化を図り発展していくことが期待されるが、制度上の位置付けなどについて今後検討が必要との意見もあることから、さらなる本審議会での検討が必要であること」¹⁰⁾と示したのを受けて、協会は短期大学将来構想特別委員会を設置し、大学審議会

に「短期大学の制度的位置付けに関する提言」を提出している。

その提言は、「学校教育法における短期大学の目的規定（第69条の2第1項）を廃止し、大学の目的規定（第52条）に一本化するのが望ましい」として、具体的には、1) 短大という名称の廃止、2) 二・三年制のカリキュラムは「大学の準学士課程」に、四年制大学の学部教育は「学士課程」に、3) 短大は「準学士課程だけを持つ大学」として再編する」必要を主張している。¹¹⁾

準学士課程教育

「日本の短期大学は職業教育を引摺ってきた。引摺ったというのは、専門学校とは異なる職業教育の展開を明確化できなかったという意味である。加えて職業教育と設置基準という専門教育とが曖昧なままで、「細分化された専門職業」教育に向うことになった。

短期大学が「細分化された専門職業」の教育に向えば向うほど、当然、専修・専門学校との距離は縮まり、さらに今回の制度改革で、大学とは全く異なる仕組みの高等専門学校でも、同じ準学士の称号を得ることができることとなって、今さらのように短期大学とはいったい何であったかと、自分自身疑われるわけである。

制度がそうさせたとか、時代がそうさせたのだという見方もあるが、その責の大方は短期大学人に帰せられるべきである。18歳人口の急減期にさしかかったいま、さらに、生存策や生存条件の追求に短期大学が埋没してしまうようなことが決してあってはならない。生存策というならば、むしろ「大学」であることに立ち返ることこそが、唯一の生存策である。」と、かつて書いたことがある。こうした曖昧さの中から、まるで突如として先述の準学士課程を目指す提言が出現し、それが紆余曲折はあったものの、結果としては四年制に並ぶ「学位教育課程」として短期大学を位置付けることにつながった。

短期大学がその曖昧さからの脱出を模索し続けねばならなかった事由は、ひとつには設置基準が定める、いわゆる二分の一大学としての学部教育への準拠であり、いまひとつは、専門教育としての職業教育を自立させる手探りの必要に捕えられたことにある。そうした中で「大学」教育を志向することが、まるで錯誤であるかの様な言説さえ出現することになった。

大学と社会

短期大学が大学としての曖昧さを抜けきれないでいるのは、1) 今日のように、情報化が進行し、知識と情報の組織化が求められる中で、短期の大学教育は成立するのか。2) 資格取得や技術・技能獲得のための教育は大学教育でありうるのか。3) 教養教育が大学教育として、短期に成立するのか。という問いに対して明確な理念の提示が出来ていないことにかかっている。しかし、短期「大学」への問い直しは、つまるところ「大学」を問い直すことに繋がって行くわけで、そうして見ると、「大学」そのものにもすさまじい変

貌が進行している。

例えば、2007年に行われた学校教育法等の一部を改正する法律についての通知において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」という従来の大学を規定した目的条項に加えて、「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」という社会的期待への認識と、それに対する即応性への意識化を促すこととなった。つまり、大学と短期大学の棲み分けが学校教育法においても崩壊したのだとしても誤認ではない。

棲み分けはもともと競争を排除するシステムである。大学、短期大学、高等専門学校、専門専修学校という四種の学校の種別化は、高等教育の成長に一定の期間僅かに安定をもたらし、棲み分けによる知的再生産の社会的な予定調和を実現した。

振り返ってみると、短期大学を規定した目的条項には「大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。」とあって、短期大学を学校教育法上の種別として位置づけた時から、大学の目的条項に対して「生活世界」に直接対応する短期「大学」としての棲み分けを想定していたことになる。今や、大学の目的条項に「生活世界」への貢献が組み込まれ、棲み分けが崩されていく最中であって、再度、短期大学が「生活世界」への取組みを「大学」としてどこまで徹底させていくかという視点からも自己組織性を問われることとなった。

大学と生活世界

たとえば、現代的色彩で語られるグローバル化の本質を成す競争システムが、社会や生活の様々な面でエゴイズムによる社会関係や人間関係の破壊をもたらしている現実がある。また、それと同時に、たとえば「共生」という言葉に象徴されるように、共同参画とか、共同参加によって、現実社会に繰り返し裏切られてきたコミュニケーションと共同体やアソシエーションへの期待を取り戻そうとする志向も働いている。

そういう「閉じ」と「期待」の間のいわば「揺ぎ」に大学がどう関わるかという問題意識とその共有こそが、大学の自己組織性論の基本的なエートスであるはずだとすれば、これまでの大学の取組みの視野から一番遠かった生活世界を、取組の真正面に据えるのが今日の大学人の課題だと言い得る。

個人が生活世界の中で、言語はもとより、さまざまな行動等式を学び、他者との相互行為の主体となる「社会化」の過程は、当然その個人の自己同一性を形成する過程でもあるわけで、その双方の意において生活世界は、個人のライフステージの基礎を構成している。

そういう視点に立って、仮に、個々のライフステージの課題と予測される学習需要の対応関係をスキームに表わすとすれば、おおよそ図のようになろう。

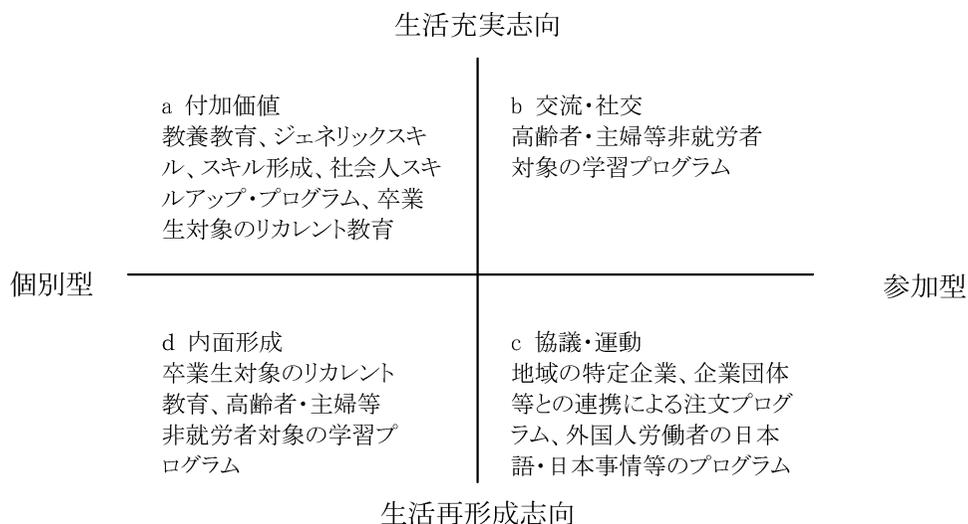


図 ライフステージの課題と学習需要

たとえば、ライフステージにおける課題が、生活の部分的修正や部分的なプロモートである場合と、リストラへの遭遇やまた高齢化によって生活の再形成を余儀無くされた場合とでは、学習需要やその動機には、決定的な差異が生じるであろうし、また、その問題解決の方法が個人の努力に収斂する場合と何等かの集団参加による場合とでも違いが発生する。

この二種の差異を組み合わせると、aはたとえば、趣味や海外旅行に備える語学学習といった単純な付加価値的学習であり、bは何かのボランティア活動、スポーツ参加等の交流、社交から得られる体験や共感を目指すことになる。また、cは、協議あるいは共力による問題解決を目指して、たとえば、ある種のムーブメントを形成する学習志向を取り、dは、それらとは逆に、自己の内面的価値体系の形成を目指して、たとえば人間存在を超えた形而上学的な方向をたどる学習志向が生じることになる。

これまで、大学による地域社会への取組みの必要が言及され、ことに短期大学には、「地域総合科学科」が制度的に準備されていながら、こうした生活世界における学習需要の構成を意識化して、教育課程や学習の場の設定を行う視点が欠けていたと言わざるを得ない。

短期教養教育

生活世界における学習需要、それも生活の再形成を必要とする場合の学習需要は、学習者が抱える問題解決の切迫性との関係で、多くの場合、比較的短期間に学習成果に結びつく必要がある。

これまでの大学教育は、学習量の容積と学習の体系・系統性を重んじ、また、学習の深まりと熟成を期することで、15時間をひとまとまりの単位としつつ、複数の学習単位時

問の必要を前提として来た。つまり、一定の学問体系の伝達をその基礎としていたことになる。

しかし、生活の再形成のための問題解決を必要とする場合、新たな生活手段としての技術の獲得による自立を目指す場合であっても、基底的には、全人的な自立が必要となる。つまり、ここでは、個人は、これまでの社会関係からいかにして自己を解放し、新たな社会関係への先入見や偏見から自由になって、彼自身の重荷から自由になり、生活の再形成のための精神的な「場」が求められることになる。

そういう精神的な「場」とは、ある場合には、問題解決のための集団参加による集団価値を通じた成員としての理想像、また、形而上的な価値による人間理想像、そういう「人間像」によりながら、新たな状況への意味付けとそこからスタートする生活再形成のための合理的な計画への獲得が可能となるという「場」であって、すぐれて教養教育による学習の成果に期待される。

したがって、そういう教育のための仕組みの設定としては、学問体系による教育内容の分類ではなく、学習者が置かれている状況や学習者自身の問題意識に応じた学習課題の提示と学習時間の設定、加えて学習者の自己自身への気づきの進行にともなう学習課題の再設定という柔構造化が必要である。

「大学文化」

文化は「生活世界」を越える高い精神性に基づいた意味と象徴の体系として、大学世界の中に保存され、また、「大学」そのものがそうした日常を超越した「文化」であることを永く疑うことがなかった。従って、日常という「生活世界」に学問の視点が接近すればするほど、そこでは「生活世界」を支配する社会意識や価値に対する禁欲が推奨され、純粋な観察者としての理論的展開が志向されたのだった。

こうした超越性に立つかぎり、大学は各学問領域ごとの没価値的な純粋志向の東に留まり、そうしてそれはかつて藤沢令夫氏が指摘したごとく、「純観察者の立場から考察の視野をできるだけ精査可能な小範囲の部分に限定して全体や他の分野に対する配慮を切り捨てていく専門主義的」¹²⁾な細分化のいわば群像と成って行く。

ここでは敗戦を通じて社会に対する大学の「存在理由」を問うことを自らに課したはずであった大学教育の刷新、つまり社会に開かれた存在として大学を位置付ける認識が忘却されていて、残されたのは専門主義的な自己主張をひたすら調整する「学部自治」であった。

同じ教育機関である初等・中等教育の世界では、この間に絶えず教育の理論的検討が繰り返され、プラグマティズムや実存論的視点の導入、あるいは教育の人間学的考察やマルクス主義を含む科学的なヒューマニズムへの立脚が論じられ、また学習理論の展開や授業研究や、その新しい方法の開発への努力が払われていたこととの比較において、こうした大学世界は果てしなく平行なパラレルワールドとして象徴的である。

つまり没価値性と専門主義的な細分化において、大学は自らを超越的な価値的存在とし

て位置づけ、制度的にも社会的認識においてもその権威による他の世界との差異化を求め、社会もそれを容認した。こうした形で1991年の大学審答申以前の「生活世界」とパラレルな「大学文化」が成立し、その再生産が進行したのである。

だが、いま大学はその存在を社会的機能との関係において厳しく問われ、社会からの期待に即応しなければ生存そのものが危うくなっている。制度的にも「競争的環境」としての市場化が加速度的に進められ、市場原理による大学の再生が求められている。大学を取り巻いている環境の変化は著しい。少子化による募集環境の変容、市場原理による競争の激化、効用志向に基づく資源配分、国立大学運営費交付金と私学助成額の削減等いずれもが大学の存在意義を社会的効用によって見定める方向に強く作用し、そのための手段として大学の社会に対する公的質保証を目的とする「認証評価」が、大学評価の前面に現れ、大学改革をリードする形に成っている。

こうした環境の変化への危機感がつのればつのほど、大学改革への要請は競争力の生産性を問う方向に傾くことになり、いわば効用志向の教育改革が求められることになる。

いまや、嘗ての生活世界とパラレルな「大学文化」は崩壊し、たとえば「産学連携サミット」と称して開催ごとに1,000名を越える関係者が集う企画が、各省庁の連携が進められていることが象徴しているように、大学は社会システムの機能的存在としてその存在価値を問われ、効用志向に沿う貢献を競い合う方向に傾斜し始めている。

たしかに大学と社会との関係において教育の効用志向は抜き難い視点であるが、大学の研究開発にともなう専門教育の本質的使命を問うならば、それぞれの領域に発生している現実の問題の中に本質的課題を見出し設定する能力を養成することが本義であって、この視点を失えば、事柄は単純に技術教育の並列に過ぎなくなる。

つまり、大学の基底的な社会的機能は、人間存在と歴史に対する「当為」の理論の深い検討であって、21世紀の人類の課題の多くがその必要を物語っており、そこでは、学問の自立性と大学の自律性が、新しい大学世界としてどの様に再構成されるのが最大の課題であるはずである。つまり、視野の幅の広さはもとよりであるが、先入見からの自由、新たに関係性を見出す能力によって生まれる認識の成立が、いずれの専門的領域においても求められる基底的課題であって、そのための教育は大学における教養教育に通底するはずである。

顧みれば1970年代は、大学紛争に端を発して、大学という現代組織の脆さへの驚きと、その自己組織性への自律意識の低さへの失望との間で、大学改革の必要が一部の大学人に強く意識されるようになった時期である。そうして、それはやがて大学改革を大学「教育」の改革として批判的に捉え直し、空洞化していた一般教育の意味と方法の多角的検討から接近して、大学教育総体とその中核である教養教育について検討することへと展開し、遂には「学士課程教育」として大学教育を再構成する視点の提出へと繋がって行った。

こうした検討の文脈の底には、「人間を偏狭さから解放し、広範な問題に対する総合的判断力を養い、かつ立場の違いを超えて相互理解を可能ならしめる一般教育の恩恵を、大学の内部のみならず、広く社会に拡大することである。」¹³⁾ という扇谷尚一般教育学会（現

大学教育学会) 初代会長の言葉に現れている大学人自らの責任において大学を社会に開いて行うとする意識と、それを実質化する大学改革の契機としての大学人のオートノミーによる自己評価への主体性が息づいている。

そこには、評価を超越していたパラレルワールドとしての「大学文化」から、大学の基底的な社会的機能を問う主体性に立った大学「文化」への転換が示唆されている。

閑話休題

今から30年ほど前に必要があって、北欧各国の高等教育を調べに出かけたことがあった。いくつかの大学を訪問する中で教員養成にたまたま触れることがあり、その折の訪問の中心的な関心事ではなかったのだが、学校教育の現場に向向く機会を得て、いくつかの強い印象を受けたことが今も忘れられない。

感動を伴った驚嘆に近い印象をひとまとめで表現すると、学校教育にその基底として教育文化が生き生きと息づいていることの大きさに気づかされたということになる。

具体的に見聞した幾つかを紹介すると、まず、訪ねた小学校に二階がなかったこと。丘陵とでも表現したら良いような起伏のある広々とした敷地に、学年ごとの教室群が点在し、それが学校の本部棟や他の教室群と渡り廊下で結ばれている。そうして、一つひとつのクラスの部屋が一斉授業の形にまとめられている所謂寺子屋式の教室と、生徒たちがリラックスして活動できる自由な空間とのペアで構成されていた。

贅沢なという思いからの、いささか批判的な「なぜ、二階以上を設けないのか」という私の質問に、案内者の教員は穏やかな笑みを浮かべながら、「子ども達は大地や自然の中から様々な力を汲み上げるのです。だから、学校には自然との境界があってはなりません。」と応えた。実際その後、歩いてみると学校敷地と周りの環境との間には境界柵がなく、これで安全なのだろうかとの別の不安が立ち上がったのを覚えている。

また、高学年の教室群に入ると、20名くらいの生徒達が女の子も含めて嬌声を上げながら登り降りし、潜り抜け、滑るのを楽しんでいるジャングルジムに滑り台が付いているとでも言えば良いような、得体の知れない遊び場に出会った。得体の知れないというのは、そのジャングルジムはすべて、大小を問わずまたその形状を問わぬ多様な木材が、これまた長ささまざまな釘で無造作に打ち付けられていて、その先端が鋭くあちらこちらに突き出ているという代物だということである。

今の日本の保護者が見れば、たちまち悲鳴を上げて、安全に対する配慮が欠けていると学校を非難するに違いない。案内をしてくれた教員は、思わず声を上げてしまった私を工作室に導いて、そのジャングルジムはこの工作室で子ども達が作ったものだと言った。工作室には、電動のこぎりや、動力によって操作する各種の旋盤や、どきどきするような剥き身の工作刃物がいっぱい並んでいて、そのすべてを生徒が使って創作物を作製するのだと知らされた。

さらに、「自然の中から力を汲み上げる」という生命観が学校教育の中に力動しているの

を感じ、これを担うに必要な教員の資質の高さに関心が及んで知ったのは、教員の基礎資格が「修士」の学位取得にあることであった。また、高学位を基礎とする職務に対する待遇を尋ねて、その給与はほぼ国民の平均値である他方、彼らに課される所得税は平均値の二分の一相当であると知ることもできた。

一連の訪問と見学を通じて、民族、地域構成員が継承し共有してきた価値観が、子どもの人格形成や教育観に基底的に生きていて、その上で国としての教育行政が成立している姿に、生き生きとした確かな教育文化の实在を観る思いがし、変転する我々の状況に思いを至らせるのだった。

つまり、「ゆとり教育」といい、あるいはまた「生きる力」といい、短日月の間に学校教育の中心的な課題が揺れ、今日また「出口成果」が謳われている我々の場合は、学校教育とその制度の基底に、上述した意味においての教育文化が不在であることを物語っている。

皇国史観と軍国主義が崩壊して価値観が漂流し、民主化への期待が東西冷戦の緊張で二分する中で、そうした価値観の選択に対して、いわば自閉的に高度経済成長が優先され、1970年代後半にはその高度経済成長の果実をひたすら享受する消費志向、快適志向が社会意識の前面に立ち上がっていく経過には、今日に至るまで教育文化の成立は、その機会を得ることができなかったと見るべきであろう。

学位課程としての成熟

中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』（2005年）が、今後の短期大学の在り方に言及している部分の主旨は、次の三点である。

1) 従来から、短期大学の課程の機能としては、①教養と実務が結合した専門的職業教育、②より豊かな社会生活の実現を視野に入れた教養や高度な資格取得のための教育、③地域社会の必要に根ざしながら社会人や高齢者などを含む幅広いライフサイクルに対応した多様な生涯学習機会の提供等が挙げられてきた。昨今の各種職業資格の高度化の動向等を勘案すれば、①と②の機能は事実上一体化して重要性を増しており、③の機能はさらに充実が望まれる状況にあると考えられる。

2) 学位取得のための教育と技能・資格取得のための教育の性格の違いを内容面から特徴付けるのは教養教育であり、短期大学における教養教育は、四年制の学士課程における教養教育と同様に、自己の人間としての在り方・生き方にかかわる教育であると考えられる。短期大学の課程の教育上の特色は、こうした「大学における教養教育」を幅広い学習需要に的確に対応したアクセスしやすい形で提供する点にあると考えられる。

3) また、短期大学を含めた大学における実務教育・職業教育は、教養教育の基礎の上に立ち、理論的背景を持った分析的・批判的見地からのものである点で、他の機関により提供される実務教育・職業教育とは異なる特徴があるものと考えられる。短期大学関係者は、四年制の学士課程に準ずる実質を備えた短期大学の課程の教育上のこうした特徴を一層明確化するよう、教育の充実に不断の努力を傾注する必要がある。

これまでは、短期大学教育の多様化を「大学」の喪失につながるリスクとして予感することと、教養教育への負担が他の短期高等教育機関の柔軟性との競合で不利に働くことへの懸念とにつきまといわれて来たことに対して、答申は1)と2)とを統合する視点として3)を示唆し、その上で短期大学を学位教育課程として位置付けた。

学位を授与する責務はまことに大きい。それが当然、各短期大学が授与する学位の質の同定化を問い、また同時に短期の大学教育としての国際的通用性を問うからである。そういう意において「四年制の学士課程に準ずる実質を備えた短期大学の課程の教育上のこうした特徴を一層明確化するよう、教育の充実に不断の努力を傾注する必要がある。」という要請に、短期大学関係者は誠意を尽くして応えて行かなければならない。

本稿は、各々下記の諸誌に掲載したものである。

- (1) 拙稿 (2005) “大学改革と大学教育学会－短期大学の視点から－”『大学教育学会誌』27、2、31-35
- (2) 拙稿 (2006) “評価文化の形成に向けて－短期大学基準協会の場合－”『大学教育学会誌』28、2、17-21
- (3) 拙稿 (2004) “短大の未来－短期教養教育の構造化と展開－”『あたらしい教養教育をめざして』初版、東京 東信堂、379-386
- (4) 拙稿 (2009) “はじめに”『国際社会への日本教育の新次元』初版 大阪 東信堂、3-4
- (5) 拙稿 (2012) “修士レベル化と新しい教育文化の創造”『全私学新聞』

注

- 1) 清水義弘 (1992) 『短期大学に明日はあるか』学文社、11
- 2) 寺崎昌男、海後宗臣 (1980) 『大学教育－戦後日本の教育改革9』東京大学出版会、187
- 3) 三隅一成 (1969) “歴史はいまつくられる 短期大学設置基準作成経過とその前後”『短期大学教育』26、日本私立短期大学協会、102
- 4) 三隅一成 前掲誌、103
- 5) 三隅一成 前掲誌、104
- 6) 海後宗臣 (1957) “大学体系における短期大学の性格”『短期大学教育』5、日本私立短期大学協会、8
- 7) 清水二郎 (1971) “中央教育審議会答申「教育改革のための基本的施策」と私立短期大学”『短期大学教育』29、日本私立短期大学協会、16
- 8) 日本私立短期大学協会 (2000) 『日本私立短期大学協会 50 年史』、211
- 9) 前掲書、212
- 10) 前掲書、251
- 11) 前掲書、255
- 12) 藤沢令夫 (1990) “学問の方向性－一般と専門の区別をめぐる”『一般教育学会誌』12、2、5
- 13) 扇谷尚 (1980) “<巻頭言>創刊の辞”『一般教育学会』創刊号、1